

門真市地域会議活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号）第17条の規定に基づき門真市自治基本条例（平成25年門真市条例第35号）第16条第1項に規定する地域会議（以下「地域会議」という。）に対し、予算の範囲内において門真市地域会議活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域の特性を活かしたまちづくりの推進及び地域住民の連携の促進を図り、もって公民協働の拡充に資することを目的とする。

(交付期間及び見直し)

第2条 補助金の交付期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、交付団体の会計状況、社会的動向、補助効果及び補助のあり方を勘案した上で、交付期間、補助対象事業及び補助率について見直しを行わなければならない。

(交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、門真市自治基本条例施行規則（平成25年門真市規則第56号）第5条第2項の規定により市長の認定を受けた地域会議とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第2欄及び第3欄にそれぞれ掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者も含む。）若しくは公職

にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 国、府その他の機関から補助を受けている事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

3 補助金の額は、別表の第4欄に定める額とする。

4 年度の途中に認定を受けた地域会議に交付する補助金（別表の第1欄の1の区分又は2の区分の事業に限る。）の額は、前項の規定による補助金の額を12で除して補助金の申請の日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数の数を乗じて得た額（1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てる。）とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする地域会議（以下「申請団体」という。）の代表者は、門真市地域会議活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、門真市地域会議活動補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請団体の代表者に通知するとともに、速やかに、補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金を交付しないことを決定したときは、門真市地域会議活動補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請団体の代表者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）の代表者は、補助金の交付の決定を受けた後やむを得ない理由により事業の一部を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、直ちに門真市地域会議事業計画変更承認申請書（様式第6号）に変更後の地域会議事業計画書を添えて、市長に提出し承認を

得るものとする。

(検査)

第8条 市長は、必要に応じて職員をして、事業に関する施設及び関係諸帳簿の検査並びに当該補助金の使途について必要な指示を行わせることができる。

(実績報告書)

第9条 補助団体の代表者は、当該年度終了後30日以内に、門真市地域会議事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、その事業が年度の途中で完了した場合には、事業完了後30日以内に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 領収書及び明細書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(精算)

第10条 市長は、前条の事業実績報告書の内容を審査し、当該実績報告書に基づき計算された補助金の額が第6条第2項の規定により交付された額を超えるとき又は満たないときは、門真市地域会議活動補助金の追加交付（返還）について（様式第9号）により、別表の第4欄に掲げる額の範囲内でその差額を追加交付し、又は返還させるものとする。

(交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に交付したものについては、期日を定めて返還させることができる。

- (1) 門真市補助金等交付規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金等を目的外又は不当に使用したとき。
- (4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 事業実績が著しく不良と認められるとき。
- (6) 第8条の指示に従わなかったとき。
- (7) 門真市自治基本条例施行規則第8条の規定により、地域会議としての認定の取消しを受けたとき。

(8) 地域会議を解散したとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(事業内容の公表)

第12条 補助団体の代表者は、第9条の規定により提出する門真市地域会議事業実績報告書の内容について、市広報紙等に掲載し、公表しなければならない。

(帳簿等の整備)

第13条 補助団体の代表者は、費用等の収支並びに事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(財産の管理等)

第14条 補助団体の代表者は、補助事業により取得した財産等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第10条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1	地域会議の日常の運営に係る事務事業	報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金	事業に要する費用と1,500,000円とを比較していずれか少ない方の額。ただし、地域会議活動の拠点施設に係る賃借料の支払いを要する場合は、事業に要する費用と2,000,000円とを比較していずれか少ない方の額とすることができる。
2	地域課題の解決に寄与する事業		事業に要する費用と5,000,000円とを比較していずれか少ない方の額。ただし、1の区分の第4欄においてただし書の規定を適用した場合は、事業に要する費用と4,500,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

門真市地域会議活動補助金交付申請書

門真市地域会議活動補助金を下記のとおり受けたいので、門真市地域会議活動補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付を申請します。

記

申 請 額 金 円

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

団 体 名

代表者名

事 業 計 画 書

補助対象事業名	事業の内容	
	1 事業の目的	
	2 事業の名称	
	3 事業の実施期間	
	4 事業の実施場所	
	5 事業計画	

様式第 3 号（第 5 条関係）

収支予算書

収入の部

（単位 円）

科 目	予算額	説 明
市 補 助 金 自 己 資 金		
計		

支出の部

（単位 円）

科 目	予算額	説 明
補助対象事業	補助対象経費	
	小計	
	補助対象外経費	
	小計	
	計	

（注） 支出科目は具体的に記入し、説明においてその積算基礎等詳しく記入すること。

門真市 () 指令第 号

代表者名

年 月 日付けで申請のありました門真市地域会議活動補助金の交付について、門真市地域会議活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により、その内容を審査した結果、同条第2項の規定により次のとおり決定し、交付する。

門真市長（氏 名） 印

1 補助金交付決定額 金 円

2 条件

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名

代 表 者 名 様

門真市長（氏 名） 印

門真市地域会議活動補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました門真市地域会議活動補助金の交付については、門真市地域会議活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により、その内容を審査した結果、同条第3項の規定により不交付と決定したので通知します。

記

理由

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

団 体 名

代 表 者 名

門真市地域会議事業計画変更承認申請書

門真市地域会議活動補助金交付要綱第7条の規定により、事業計画の変更をしたいので、次のとおり申請します。

記

(1) 補助金申請年月日 年 月 日

(2) 交付決定（指令）年月日 年 月 日

(3) 事業変更理由

(4) 事業変更内容 地域会議事業計画書のとおり

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

団 体 名

代 表 者 名

門真市地域会議事業実績報告書

補助対象事業名	事業の内容	
	1 事業の目的	
	2 事業の名称	
	3 事業の実施期間	
	4 事業の実施場所	
	5 事業の実施内容	

様式第8号（第9条関係）

收支決算書

収入の部

(単位 円)

科 目	決算額	説 明
市 補 助 金 自 己 資 金		
計		

支出の部

(単位 円)

科 目		決算額	説 明
補助対象事業	補助対象経費		
	小計		
	補助対象外経費		
	小計		
計			

(注) 支出科目は具体的に記入し、説明においてその積算基礎等詳しく記入すること。

様式第9号（第10条関係）

門真市（ ）指令第 号

団 体 名

代 表 者 名

門真市地域会議活動補助金の追加交付（返還）について

年 月 日付けで申請のありました地域会議活動補助金の額は、門真市地域会議活動補助金交付要綱第10条の規定に基づき金 円に決定する。

つきましては、同条の規定に基づき、下記のとおり追加交付する。（返還願います。）

年 月 日

門真市長（氏 名） 印

1 補助金の差額決定額 金 円

2 条件又は返還納期